

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報
【公表】

整理番号	23
契約番号	4農振財契第187号
件名	軽貨物自動車(バン)の購入
納入場所	東京都青梅市新町6-7-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎
概要	軽貨物自動車 ワンボックス型 1台 (詳細は別紙仕様書のとおり)
納入期限	令和4年12月28日(水)
入札方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和3・4年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない) ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
入札予定日時	令和4年6月28日(火) 午後3時00分
入札予定場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎 セミナー室(東京都立川市富士見町3-8-1)
希望申出期間	令和4年6月9日(木)から令和4年6月16日(木)まで 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)(郵送「可」、但し期間内必着)
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当
希望申出時の提出書類	(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合は、 東京都の「令和3・4年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和3・4年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。 (3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されとは限りません。 (4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター 畜産技術科 住所 東京都青梅市新町6-7-1 電話 0428 -31-2171

仕 様 書

1 件名

軽貨物自動車（バン）の購入

2 目的

現地農場の調査や関係機関との連絡業務のため

3 納入場所

東京都青梅市新町六丁目 7 番 1 号

公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎

4 購入物件

軽貨物自動車 ワンボックス型 1 台

5 納入期限

令和 4 年 12 月 28 日

6 基本仕様

（1）別紙「特記仕様書」のとおり。

（2）特記仕様書に記載されていない事項で機能上当然必要な物は装備すること。なお、付属品の取り付けに係る費用は契約金額に含むものとする。

（3）車両登録を行うこと。なお、自動車取得税、自動車重量税、自賠責保険、リサイクル料金登録書費用等、これら登録に要する経費はすべて契約金額に含むものとする。

7 受託者の責務

（1）法令遵守

受託者は、業務遂行にあたっては、関係法令等を遵守し、施設の安全と良好な環境の保持に努めなければならない。作業にあたっては、安全対策を講じること。

（2）守秘義務

受託者は、業務上知り得た事を第三者に漏らしてはならない。また契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

このことは、契約期間満了後においても同様とする。

（3）損害賠償

受託者が作業中に故意又は過失等により財団及び第三者に損害を与えた場合は、受託者によって賠償の責任を負うものとする。

8 支払方法

納品完了後に提出される納品書に基づき完了検査を行い、合格と認定した後、適法な支払請

求を受理した日から30日以内に支払うものとする。

9 疑義の発生

疑義が発生した場合は、財団と協議の上、決定することとする。

10 税の改正

消費税等の税率については、法制に従うものとする。

11 防疫に関すること

作業エリア内で防疫等の指示を受けた場合は、職員の指示に従うこと。

12 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

(1) 本契約においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めること。

(2) 契約後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い仕様書の内容に変更が生じる可能性が発生した場合、受託者からの申し出を踏まえ、受発注者間において、契約金額の変更、履行期限(納入期限)の延長のための協議を行う。この場合、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき契約内容の変更を行うものとし、契約金額の変更については受発注者間での協議を踏まえ適切に対応する。

13 その他

(1) 運搬・設置・調整費用は契約金額に含めること。

(2) 納品を実施する際に、納品日を担当職員に連絡したうえで納品すること。

(3) 受託者は、必要に応じ搬入及び搬出時の養生を行い、作業終了後にはその撤去を行うこと。また、設置作業による発生品は責任を持って引き取り、関係法令に基づき適切に処理すること。

(4) 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

①都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

②自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別処置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(5) 暴力団排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。

(6) 東京都グリーン購入推進方針（別紙）に配慮すること。

(7) この仕様に定めなき事項については、財団との協議により別途決定する。

14 担 当

〒198-0024 東京都青梅市新町六丁目7番1号

公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター畜産技術科
TEL 0428-31-2171

特記仕様書

車両	軽貨物自動車 ワンボックス型
駆動方式	4WD
ミッション	AT

寸法・重量

全長 (mm)	3395以上
全幅 (mm)	1475以上
全高 (mm)	1890以上
荷室サイズ (m ³)	2.8以上
最低地上高 (mm)	140～160
乗車定員 (名)	2 (4)

エンジン等

総排気量 (CC)	650以上
使用燃料	無鉛レギュラーガソリン

その他

走行距離	500km/月間
型式	最新型、新車
シート	フルフラットシート
タイヤ	オールシーズンタイヤ (取り付け費用含む)
ミラー	リモコン格納式ドアミラー
塗装	各社標準色のうちから指定するものに準じた色 (概ね白またはシルバー系)
付属品	標準付属品、標準装備
付属品 (標準付属品以外)	エアコン
	バイザー
	マッドガード
	マット
	ドライブレコーダー 前方のみ
	TV無メモリーナビゲーション

東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

- ① 原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ② 原材料が違法に採種されたものではないもの
- ③ 原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えてないもの
- ④ 原材料の採取において環境汚染及び大量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤ 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥ 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦ 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<その他の環境配慮>

- ⑭ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑮ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス）の使用、排出が少ないもの